破産債権の特別調査期日

令和７年（フ）第１３８号
鹿児島県出水市明神町387番地
破産者　株式会社中村五郎薬局
特別調査期日　令和８年12月18日午前10時10分
令和８年９月17日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

債権者集会招集

令和８年（フ）第２８１０号
大阪市東住吉区中野３丁目１番１１－８０３号
破産者　菱垣　増男
１　期日　令和８年12月３日午後２時
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第３８号
宮崎市花ケ島町観音免942番地３
破産者　有限会社宮崎丸和青果
異議申述期間　令和８年11月５日まで
令和８年９月24日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２号
宮崎県日南市吾田東六丁目４番３―402号
破産者　田中　一博
異議申述期間　令和８年11月５日まで
令和８年９月24日　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第２５号
宮崎県日南市南郷町潟上172番地
破産者　別府　崇通
異議申述期間　令和８年11月５日まで
令和８年９月24日　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１１２号
宮崎県日向市亀崎４丁目83番地、前住所兵庫県尼崎市猪名寺二丁目６番１―203号
破産者　黒木　隆平
異議申述期間　令和８年11月５日まで
令和８年９月24日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１２６９号
大阪市旭区中宮１丁目３番15―904号
破産者　矢定　知子
異議申述期間　令和８年11月13日まで
令和８年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７８号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目20番12号（102号）　箕面アトラス
破産者　高島　幸二
異議申述期間　令和８年11月13日まで
令和８年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７９号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目20番12号（102号）　箕面アトラス
破産者　高島ツタエ
異議申述期間　令和８年11月13日まで
令和８年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９５６号
千葉県市川市大洲１丁目７番９号
破産者　青木　良平
異議申述期間　令和８年11月16日まで
令和８年９月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第８号
新潟市中央区上所一丁目１番２４号Ｎビル４階とやの総合法律事務所内
清算株式会社　流通管財株式会社
代表清算人　太　田　　竜
１　決定年月日　令和８年９月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第１０００４号
仙台市青葉区本町一丁目５番28号カーニープレイス仙台駅前通603号室
清算株式会社　ＭＫ株式会社
代表清算人　奥澤　洋志
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第２０５３号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社ＫＷ
代表清算人　荒道泰之
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
秋田県山本郡三種町大口字上の沢４８番１
清算株式会社　株式会社楽園
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所能代支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００１号
川崎市麻生区白鳥１丁目１３番８号
清算株式会社　ＫＫ株式会社
代表清算人　　和泉誠義
１　決定年月日　令和８年９月１５日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、協定債権者ルネッサンスエイト投資事業有限責任組合に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権の元本額の0.351％の金員を弁済する。
２　同協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、同協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、同協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上
横浜地方裁判所川崎支部民事部

再生手続開始

令和８年（再）第１号
北海道厚岸郡厚岸町乙幌１番地
再生債務者　小師馬商株式会社
代表者代表取締役　沼　田　昭　二
１　決定年月日時　　令和8年9月14日　午後2時00分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　　令和8年10月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　　令和8年11月27日　から　令和8年12月18日　　まで
釧路地方裁判所民事部

再生手続終結

令和６年（再）第１号
長野県中野市大字栗林４９０番地１
再生債務者　有限会社マルヨ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
令和８年９月１１日
長野地方裁判所民事部

令和５年（再）第３号
東京都台東区上野三丁目２０番８号
再生債務者　関東地質株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した
令和8年9月15日
東京地方裁判所民事第２０部

令和５年（再）第５号
山形県鶴岡市錦町４番３６－２号
再生債務者　株式会社トガシ技研
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した
令和8年9月15日
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１３７号
北海道北広島市稲穂町西３丁目４番地３
再生債務者　菅原　大樹
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月８日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月22日から令和８年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部